

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	()
連 結 年	・	・		

別表三の二付表二 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算							
連 結 個 別 留 保 税 額 (8) + (9) + (10)	1	円	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3	円		
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4			
連 結 個 別 留 保 税 額 の 計 算							
年 3,000 万円相当額以下の金額 (23) 又は $(3,000 \text{万円} \times \frac{\quad}{12})$ のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 10 % 相 当 額	8	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (23)-(5) 又は $(1 \text{億円} \times \frac{\quad}{12} - (5))$ のいずれか少ない金額	6		(6) の 15 % 相 当 額	9			
年 1 億円相当額を超える金額 (23) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相 当 額	10			
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算							
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「56の②」)	11	円	住 民 税 額 の 計 算	別表一の二(一)「5」+「7」及び「10の 外書」のうち帰せられる金額	24	円
	連結法人間配当等の当期支払額	12			個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	25	
	連結法人間配当等の当期受取額	13			連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「10」-別表六の二(十)「19」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十八)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十三)「25」-別表六の二(二十四)「9」)	26	
	前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(15))	14			連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(四)付表「13」-別表六の二(五)付表「8」-別表六の二(六)付表「6」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「10」-別表六の二(十)「19」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十四)「11」-別表六の二(十五)「11」-(別表六の二(十六)付表三「1」+「17」+「21」)-別表六の二(十八)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)付表「14」-別表六の二(二十一)付表「6」-別表六の二(二十二)「16」-別表六の二(二十三)「25」-別表六の二(二十四)「9」)	27	
	当 期 末 配 当 等 の 額 (連結法人間配当等の額を除く。)	15			住 民 税 額 (24) 又は (26) 又は (27) のいずれか 多い金額) × 16.3%	28	
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に 法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	16			特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 場 合	29	
	連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に 法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額	17			特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額) × 20%	30	
	住 民 税 額 (33)	18			((26)又は(27))+別表一の二(一)「12」のうち 帰せられる金額+(別表六の二(二)付表「18」)	31	
	外国関係会社等に係る個別 控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「9」)	19			調整個別帰属地方税額に係る控除額 $\left[\left((24) \text{ 又は } (30) \text{ の い ず れ か } \right) \times 20\% \right]$ 多い金額) × 16.3%	32	
	法人税及び地方法人税の負担額等の合計額 (17) + (18) - (19) (マイナスの場合は0)	20			住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (29) 又は (31) のいずれか少ない金額	33	
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (14) - (15) + (16) - (20)	21		住 民 税 額 (28) - (32)	33			
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22						
基 準 個 別 留 保 金 額 (21) - (22)	23						